

KOKUHO DAYORI 国保だより

No.
156
令和7年
9月発行



もくじ

- | | |
|--|---|
| 2 理事長就任挨拶 | 13 資格確認書・資格情報通知書の一斉交付
高齢受給者証の廃止について(70～74歳の方)
資格喪失者の被保険者証等回収・返却のお願い |
| 3 副理事長就任挨拶 | |
| 4 組合会議長のご挨拶 | 14 子ども・子育て支援金制度について
所得調査(課税標準額調査)の実施について |
| 5 前理事長 退任のあいさつ | |
| 6-7 新役員決定 | 15 組合規約が一部変更になりました
入院時食事代の自己負担額変更のお知らせ |
| 8 第191回理事会・第159回通常組合会・
第192回理事会を開催しました
西山利昭先生ご逝去／手塚照幸先生ご逝去 | 16 巡回レディース健康診断(全国版)ご案内
新入職員紹介 |
| 9-11 令和6年度歳入歳出決算 | 17 交通事故など(第三者行為)にあったとき |
| 12 令和6年度事業報告 | 18 労働災害 ～仕事中や通勤時のケガ～ |



関東信越税理士国民健康保険組合

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4丁目376-1
☎048-631-2211 (代) FAX 048-644-3030
HP: <http://www.ka-z-kokuho.or.jp>



粗品プレゼント最終回!

	6			9	3		7	
2			1			5		4
			5				6	2
		9		4	7			1
1	5		3			6		
4		6		1	5			3
	1	2			9	4	3	
7			4	3		8		6
	4	3	7		2		1	

チャレンジ! 数字パズル



パズルに挑戦して脳を活性化させましょう!

ルール 9×9のマスの空欄に、1から9までの数字を記入します。ただし、次の3つのルールを守らなければなりません。

- ①タテ1列の中で同じ数字を使わない
- ②ヨコ1行の中で同じ数字を使わない
- ③3×3のブロック(太枠で囲まれた部分)の中で同じ数字を使わない



・右記QRコードから「チャレンジ数字パズル回答用紙」をダウンロードし、事務局にFAXしてください。
・読み取れない方は事務局にお問い合わせください。



正解された方の中から抽選で10名様に粗品をプレゼントいたします。

「チャレンジ! 数字パズル」の粗品プレゼントは今月号で終了いたします。今までたくさんの方にご応募いただき、ありがとうございました。

国保川柳 優秀作品発表

国保
からの
お知らせ

国保だより令和7年4月号にて募集いたしました「我が家の壁・制限川柳」へご応募いただき誠にありがとうございました。

事務局にて厳正なる審査を行い、以下三作品を優秀作品として掲載させていただきます。

※優秀作品に選ばれた方には、記念品の粗品をお贈りいたします。

喜ぶな 壁の向こうの 曼殊沙華 (佐久支部 / 小政さん)
ダイエット 夫婦でおやつ 半分こ (太田支部 / 大福さん)
あっ上限だ 夫の小遣い 上がらない (新発田支部 / ナベヅコさん)



☆平成29年4月より募集を続けてきた国保川柳ですが、今回で一旦終了となります。
長い間ご愛顧いただきありがとうございました。

一、二、三、
手足伸ばして
健康づくり

あ と が き

お米の価格が上がっている今日この頃。もしかすると、令和の米騒動として歴史の教科書に載る日がくる…なんてこともあるかもしれません。
あらためて大好きな納豆ごはんを日々おいしくいただけるのも、ひとえにお米農家の皆さまのおかげだと実感する良い機会となりました。
皆さまにとって「白米に合う料理」といえば何を思い浮かべますか?

副理事長就任挨拶



副理事長 細谷 博光

第192回の理事会において、理事互選により副理事長に任命されました上尾支部の細谷でございます。役員、理事、職員とのコミュニケーションを取りながら、組合員、被保険者の皆様の立場に立った組合運営を行い、魅力ある組合であり続けられるよう今井理事長をしっかりと支え、副理事長としての重責を全うしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

少子高齢化がと言えれば何でも納得してしまいそうな昨今ではございますが、当組合においても大変な状況は変わりありません。被保険者の年々の減少、医療及び薬剤の高度化に伴う医療費の増加、国の全世代型社会保障改革による補助金の減少等、財政については予断を許さない現状であります。

健康で長生きしたい。誰もが漫然と思っていることでしょう。健康で長生きするにはどうしたら良いのか、永遠のテーマかもしれませんが一緒に考えていただけませんか。当組合も社会保険事業、ハイキング、健康セミナー等行っておりますが、皆様に周知が足りない所があるかもしれません。ご意見をお聞かせください。

若い世代の方々には、人生設計の中で結婚、出産、育児等、国の政策に一喜一憂することなく安心して生活できるよう、当組合としても出産育児一時金に加え本年4月から産前産後休業給付金の支給を始めました。また来年度に予定しています子育て支援金にもしっかりと対応していきたいと思えます。

関東信越税理士国民健康保険組合は、皆様ご承知の通り関東信越税理士会の税理士である組合員、職員、ご家族の皆様で構成されています。知り合いの方もいれば友人もいる仲間の組合です。そのことが市町村国保や協会けんぽとは違う最大の利点です。自分たちの組合、身近な組合として、仲間同士で助け合う相扶共済の精神を大いに発揮していただければ、明るい未来が必ずあると信じております。

皆様のご意見ご要望をお聞きしながら、役職員一丸となって組合の発展のため尽力したいと思いますので、ご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。

理事長就任挨拶



理事長 今井 亨次

令和7年7月25日に開催されました第192回理事会におきまして、理事長にご指名いただきました柏崎支部の今井亨次でございます。このたびの就任にあたり、組合員および被保険者の皆様に対する責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。今後2年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

関東信越税理士国民健康保険組合は、国民健康保険法第17条に基づき、昭和33年12月27日に設立され、関東信越税理士会の伝統ある一団体として、今日までその役割を果たしてまいりました。これもひとえに、組合員・被保険者の皆様をはじめ、税理士会および関連諸団体の皆様のご理解とご支援の賜物であり、改めて深く感謝申し上げます。

当組合の基本理念は、国民健康保険の根本である相扶共済の精神に基づき、組合員とご家族の健康を守ること、業務の発展と生活の安定に寄与することにあります。将来にわたって安定的な組合運営を行っていくためには、健全な財政基盤の確立が不可欠です。

しかしながら、昨今の財政環境は年々厳しさを増しており、国の定率補助率の縮減、被保険者（特に家族）数の減少、高度医療・高額薬剤の保険適用などが、大きな課題として浮上しております。

今後は、高齢化の進展とともに、全世代型社会保障改革を背景とした国の施策がさらに推進され、当組合においても財政面での一層の厳しさが予想されます。このため、中長期的に安定した財政運営を見据えた計画立案が急務であり、それに伴い、マイナ保険証の普及促進、事務の効率化を目指すDXの推進、医療・健診データの分析を活用した施策の展開など、積極的に取り組んでまいります。

こうした課題を克服し、組合員・被保険者の皆様にとって、常に魅力ある組合であり続けるため、執行部および事務局職員が一丸となり、誠心誠意、組合運営に取り組んでまいります。今後とも、変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

退任のあいさつ

～感謝と未来への願いを込めて～



前理事長 本塚 雄一郎

このたび、関東信越税理士国民健康保険組合の理事長を退任するにあたり、機関誌「国保だより」を通じて皆様一言ご挨拶を申し上げる機会を頂戴いたしましたこと、心より御礼申し上げます。

私はこの10年間、和久井前理事長ご指導の元、執行役員の一人として組合運営に携わり、特に直近の2年間は理事長としてその責を担ってまいりました。振り返れば、あらゆる局面において諸先輩方の知見とご支援、事務局の皆様の誠実な働き、そして、組合員、理事、議員の皆様のお力添えによって、困難を乗り越え、組合の歩みを一步一步進めることができました。まずはこの場を借りて、皆様に心より感謝申し上げます。

当組合の歴史を辿れば、創設期は制度基盤の構築に懸命に取り組み、先達のご尽力により安定的な運営体制が築かれてきました。そして現在、少子高齢化の進行、医療費の急増、就労形態の多様化、税理士法人化の進展等を背景に、国主導の「全世代型社会保障改革」に直面しながらも「守るべきを守り、変えるべきを変える」という理念で、私たちは着実に組合改革を進めてきております。

日本の「国民皆保険」の歴史を紐解くと、制度が1961年に完成した後、2013年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」に基づき、国民健康保険組合が負担する医療給付費等に対する国庫補助の見直しが定められました。2016年から5年間で所得区分に応じた補助率が段階的に引き下げられ、補助率は32%から20%になり、さらに「組合員等の所得状況等に関する調査」の影響により16%、最終的には13%と激減しました。これにより当組合は大きな財源を失うことになり、財政の安定を図るため、2017年、2022年、2025年に渡り保険料を改定してきた経緯があります。

特にこの2年間は、DXの推進、AIの活用、ペーパーレス化など、これまでにないスピード感での組織変革を求められる時期でもありました。社会の急激な変化に対応するには、計画と実績のギャップを精緻に認識し、未来を予測しながら機動的に対応していくことが不可欠であります。私は「不易流行」の精神を念頭に、「変える勇氣と守る誇り」を持つての組合運営が重要と考えておりました。

組合員等の健康確保に向けては、関係団体である「関東信越税理士会」および同会各県連及び支部との連携を一層強化し、協調体制のもとで事業を進めてまいりました。その一環として、「健康こそ財産」をスローガンに掲げ、健康事業の柱の一つとなる「健康セミナー」を会場での開催とオンデマンド配信の両形式で実施し、大勢の関係者にご参加いただきました。これらの取組を通じて、組合構成員一人ひとりの健康意識が高まり、結果として、一人当たり医療給付費が減少傾向に転じたとの思いがありますが、今後はその事実の裏付けが医療費分析により得られることを期待しております。

また、組合運営の本質は、単に数値的な成果を追いつめるのではなく、「保険者機能」を具体性を持って強化し、組合員等の健康を真に支えることにありと確信していますが、組合の政策を方向づける執行役員・常務理事の皆様、実務を担う事務局の皆様と協働し、組合全体の意志統一をはかりながら、未来に希望をつなぐ取り組みを進めることがさらに重要となります。

今後、当組合がますます時代の要請に応え、持続可能な運営体制を築いていくためには、関係団体とのさらなる連携強化、健全な財政基盤の将来予測と確保、そして何より組合諸関係者の一人ひとりの理解と参加が不可欠であります。私も引き続き組合の維持発展を見守り、応援してまいります。

結びにあたり、これまで杞憂を共にしてきたすべての皆様に、あらためて心より感謝申し上げ、当組合がこれからも時代に応じた改革を果たし、組合員の信頼に応え続ける存在であることを願って、退任の挨拶とさせていただきます。

組合会議長のご挨拶



組合会議長 上條 光信

この度、第159回通常組合会において組合会議員の互選により組合会議長に再任されました松本支部所属の上條光信です。どうぞよろしくお願いいたします。

また、副議長には、引き続き所沢支部の金子俊哉議員、巻支部の松山豊明議員が就任されました。組合会の円滑な運営に資するよう、ともに組合会の役割を認識して、その責任を果たして参ります。組合員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

組合会は、各県から6名ずつ選出された組合会議員36名で構成され、国民健康保険法に規定された項目その他について審議、議決をする機関であり組合の健全な運営の一端を担っております。

去る7月25日に、第159回通常組合会が開催されました。

令和6年度の事業報告、歳入歳出決算の承認について、同じく決算剰余金処分の承認について等が上程され、原案通り承認決議されました。また、任期満了による理事、監事の選任も上程され、後の理事会において今井新理事長をはじめ、新役員が決定いたしました。

さて、異常気象による自然災害や地震による被害が各地で発生しています。政治経済においては、海外でトランプ関税問題や世界各地で戦争が勃発し、国内は少数与党による政治の不安定が続いています。日本だけは安全安心と言う訳には行かない状況です。その様な中で、医療保険制度改革による補助金の減額と、高額療養費の増加など国民健康保険組合の運営は、組合の執行部である理事はもとより、議員や組合員の皆さんも含め努力はしていますが、非常に厳しい状況にあります。

健康を維持することは、納税者の信頼に答える税理士業務を営む上でとっても重要だと思います。

組合は、基本方針に、同種同業の連帯感と相扶共済の精神に基づき、組合員並びに家族の健康増進に努める、さらに治療より予防を主眼とし、健康づくり志向の認識を深めるよう努める、としており、保険業務や健康管理を含む保健事業を通じて税理士会にも貢献しています。税理士会の会員、職員、家族のための国保事業は継続、維持して行かなければなりません。

組合員の皆様、関東信越税理士会の皆様のご協力を心よりお願い申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。

新役員決定

第159回通常組合会、第192回理事会において新役員を選任しました。

顧問・相談役 十名

顧問

清水 武信 (所沢支部)
平山 邦雄 (西川口支部)
小林 健彦 (宇都宮支部)
中澤 護朗 (大宮支部)
江本 英仁 (大宮支部)
和久井 工 (十日町支部)
大山 博之 (浦和支部)
本塚 雄一郎 (熊谷支部)

相談役

高橋 勲 (新潟支部)
尾和 慶観 (上田支部)

理事 四十五名

理事長

今井 亨次 (柏崎支部)

副理事長

細谷 博光 (上尾支部)
長沼 早苗 (土浦支部)
板垣 弘一 (宇都宮支部)
鴻田 敦 (前橋支部)

専務理事

小野 恭利 (川越支部)
青木 美智夫 (小千谷支部)
竹内 健康 (長野支部)
大竹 一夫 (小千谷支部)
仲島 克吉 (宇都宮支部)
市花 宏之 (前橋支部)

常務理事

池田 利毅 (下館支部)
荻原 秀幸 (大田原支部)
折田 慶太 (高崎支部)
磯 利昭 (西川口支部)
上田 滋之 (高田支部)
塩沢 和佳 (上田支部)
小林 義久 (大宮支部)

理事

出澤 琢磨 (水戸支部)
村田 一晃 (土浦支部)
鈴木 一美 (下館支部)
島田 訓明 (宇都宮支部)
宮本 卓 (宇都宮支部)
遠藤 二三男 (桐生支部)
西村 真理 (伊勢崎支部)
片野 有 (館林支部)
小橋 龍也 (川越支部)

組合会議員 三十六名

組合会議長

上條 光信 (松本支部)

組合会副議長

金子 俊哉 (所沢支部)
松山 豊明 (巻支部)

組合会議員

菅原 修 (水戸支部)
高濱 博美 (土浦支部)
塚田 久美子 (古河支部)
中尾 誠 (下館支部)
澤幡 治子 (太田支部)
久保田 一夫 (潮来支部)
根岸 亮 (宇都宮支部)
荻野 純三 (足利支部)
中村 賢一 (栃木支部)
篠崎 泰治 (佐野支部)
春山 輝雄 (大田原支部)
山本 耕作 (氏家支部)
中島 康介 (前橋支部)
上野 正人 (高崎支部)
権田 俊枝 (館林支部)
高橋 良昌 (藤岡支部)

監事 三名

鈴木 修 (水戸支部)
有賀 茂夫 (川口支部)
井口 章 (諏訪支部)

支部国保長 六十二名

茨城県 八名

小川 哲 (水戸支部)
亀山 涼 (日立支部)
沼田 幸子 (土浦支部)
工藤 可折 (古河支部)

栃木県 八名

塚原 敏 (下館支部)
小貫 シゲ子 (竜ヶ崎支部)
綿引 淳子 (太田支部)
川尻 隆夫 (潮来支部)
吉川 友貴 (宇都宮支部)
森 正人 (足利支部)
若林 祐二 (栃木支部)
館野 文男 (佐野支部)
小池 正 (鹿沼支部)
菊地 健太郎 (真岡支部)
遠山 敦 (大田原支部)
佐々木 啓祐 (氏家支部)

群馬県 九名

佐藤 太紀 (前橋支部)
福地 晋也 (高崎支部)
目崎 有紀 (桐生支部)
富岡 伸浩 (伊勢崎支部)
奈良 光一郎 (沼田支部)
齋藤 雅弘 (館林支部)
吉村 真 (藤岡支部)
松本 康秀 (富岡支部)
中島 智史 (中之条支部)

埼玉県 十五名

関根 雅実 (川越支部)

新潟県 十三名

増田 俊樹 (熊谷支部)
今井 巖 (川口支部)
小川 千恵子 (西川口支部)
星野 慎 (浦和支部)
友野 行晴 (大宮支部)
若林 浩之 (行田支部)
新井 昭夫 (秩父支部)
武藤 一也 (所沢支部)
打越 祐次 (本庄支部)
船戸 範行 (東松山支部)
白石 一雄 (春日部支部)
土屋 佳子 (上尾支部)
榊原 賢志 (越谷支部)
小川 俊浩 (朝霞支部)

長野県 九名

後藤 健二 (高田支部)
本多 耕平 (巻支部)
岩崎 治光 (佐渡支部)
武井 敬明 (長野支部)
北澤 伸一 (松本支部)
宮澤 広 (上田支部)
宮澤 克浩 (飯田支部)
五味 桂一 (諏訪支部)
吉田 雅之 (伊那支部)
中澤 英樹 (信濃中野支部)
川井 伸夫 (大町支部)
岩下 理 (佐久支部)



歳入

科目(款)	収入済額(千円)
1 国民健康保険料	4,673,878
2 使用料及び手数料	49
3 国庫支出金	965,571
4 前期高齢者交付金	70,108
5 県支出金	5,153
6 共同事業交付金	235,032
7 財産収入	6,442
9 繰入金	0
10 繰越金	1,500,686
11 諸収入	30,405
合 計	7,487,324

歳出

科目(款)	支出済額(千円)
1 組合会費	1,673
2 総務費	163,711
3 保険給付費	3,406,531
4 後期高齢者支援金	1,250,936
5 前期高齢者納付金	58
7 介護納付金	633,264
8 共同事業拠出金	253,919
9 保健事業費	338,171
10 基金積立金	0
11 諸支出金	6,238
合 計	6,054,501

《説明》
1 国民健康保険料が対前年度で約93,493千円の減少(被保険者数は減少、後期高齢者組合員数は増加)
2 国庫支出金(補助金)が対前年度で約62,457千円の増加(補助率変更による激変緩和措置等)
3 保険給付費が対前年度で約143,533千円の減少(1名当たりの金額の減少等)
4 保健事業費が対前年度で約5,245千円の減少(郵送によるがん検診費用の一部自己負担開始等)

財産目録 令和7年5月31日現在(出納閉鎖期間末日)

財産区分	使用目的等	金 額(円)
一般会計	保険料入金、医療費支払等	1,432,822,340
特別積立金	法定準備金(法定額：600,837,040円)	756,515,274
給付費等支払準備金	法定準備金(法定額：363,654,823円)	549,993,223
施設整備準備金	建物立替に伴う任意準備金	73,000,000
保健センター維持管理資金積立金	建物修繕に伴う任意準備金	20,000,000
退職給付引当金	退職金支給に伴う任意準備金	4,001,435
その他	建物 1062,217㎡ 4階 土地 538㎡	288,877,000 274,196,213
資産合計		3,399,405,485

令和6年度決算剰余金の処分

令和6年度決算剰余金処分につきましては、次のとおり承認をいただきました。

1 令和6年度決算剰余金	1,432,822,340円
2 国民健康保険法施行令第19条の規定による特別積立金	0円
3 国民健康保険法施行令第20条の規定による給付費等支払準備金	0円
4 令和7年度への繰越金	1,432,822,340円

第191回理事会	令和7年7月10日(木)開催
次の内容が決議された	
第1号議案	令和6年度事業報告及び歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
第2号議案	令和6年度決算剰余金の処分について
第3号議案	規約の一部改正について
第4号議案	ハラスメント防止に関する規程の一部改正について
第5号議案	法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針の一部改正について
第6号議案	令和7年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画の策定について
第7号議案	第159回通常組合会の招集及び提出する議案について
第159回通常組合会	令和7年7月25日(金)開催
次の内容が決議された	
第1号議案	組合会議長及び組合会副議長の互選について
第2号議案	令和6年度事業報告及び歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
第3号議案	令和6年度決算剰余金の処分について
第4号議案	規約の一部改正について
第5号議案	法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針の一部改正について
第6号議案	令和7年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画の策定について
第7号議案	理事及び監事の選任について
第192回理事会	令和7年7月25日(金)開催
次の内容が決議された	
第1号議案	理事長の互選について
第2号議案	副理事長及び専務理事並びに常務理事の互選について
第3号議案	法令遵守(コンプライアンス)担当理事の互選について
第4号議案	顧問及び相談役の推戴について
※全ての議案に対しまして、可決承認をいただきました。	

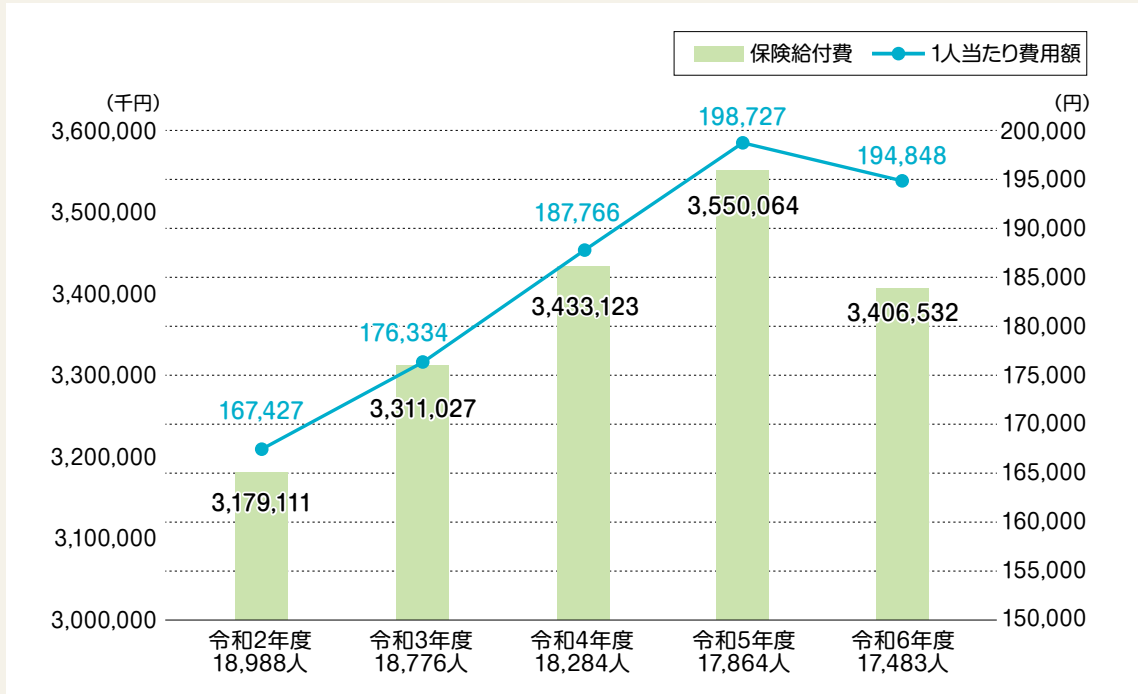
西山利昭先生ご逝去

当組合の副理事長でありました西山利昭先生が、去る令和7年2月5日にご逝去されました。享年64歳でした。
西山先生は長野支部に所属され、令和5年から2年間を「副理事長」として就任していただき、組合運営に大変ご尽力いただきました。
当組合以外にも関東信越税理士会、関東信越税理士会長野県支部連合会など、税理士会全体の発展のため長年要職を歴任されてきました。謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

手塚照幸先生ご逝去

当組合の顧問でありました手塚照幸先生が、去る令和7年3月23日にご逝去されました。享年94歳でした。
手塚先生は大宮支部に所属され、昭和62年から「組合会議員」、平成3年から「専務理事」、平成11年から「副理事長」、平成19年から「理事長」、平成21年から「顧問」として就任していただき、長きにわたり要職を歴任していただき組合運営に大変ご尽力いただきました。謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

3 保険給付費状況



4 令和6年度データ分析

1 健診状況

(データ管理システム令和7年6月1日現在)

① 特定健診受診率

関東信越税理士	国平均
48.5%	34.3%

② 健診結果有所見率

	関東信越税理士	国平均
メタボ予備群	11.4%	11.2%
メタボ該当者	16.1%	20.4%

③ 保健指導実施率

関東信越税理士	国平均
2.5%	7.3%

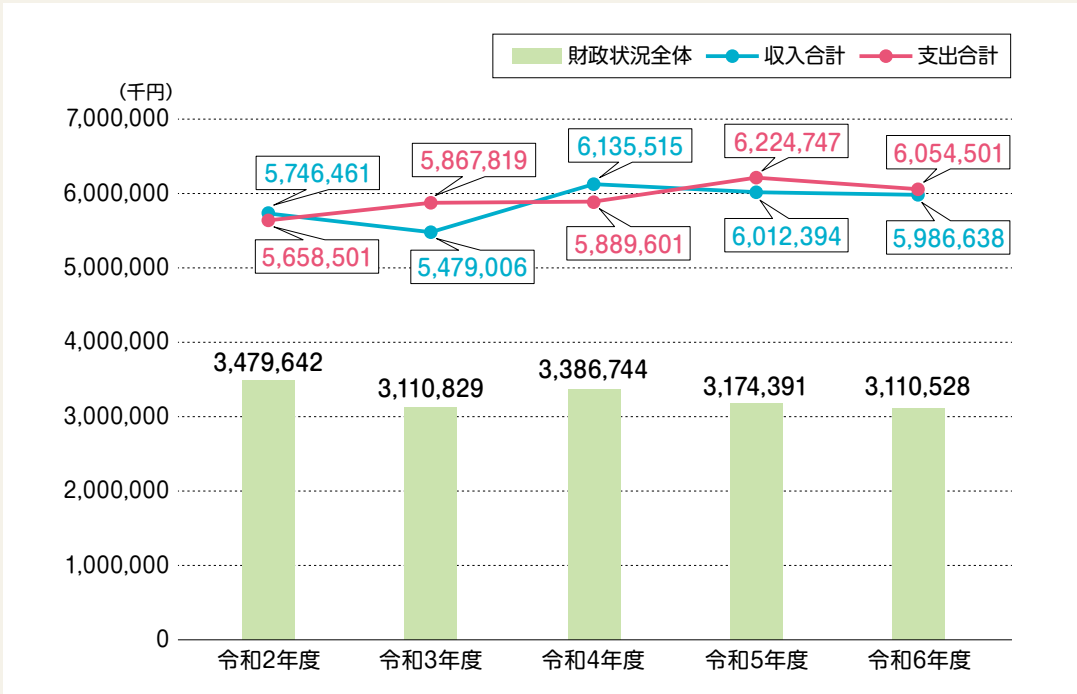
2 疾病状況

① 疾病統計

(KDBシステム
令和7年6月1日現在)

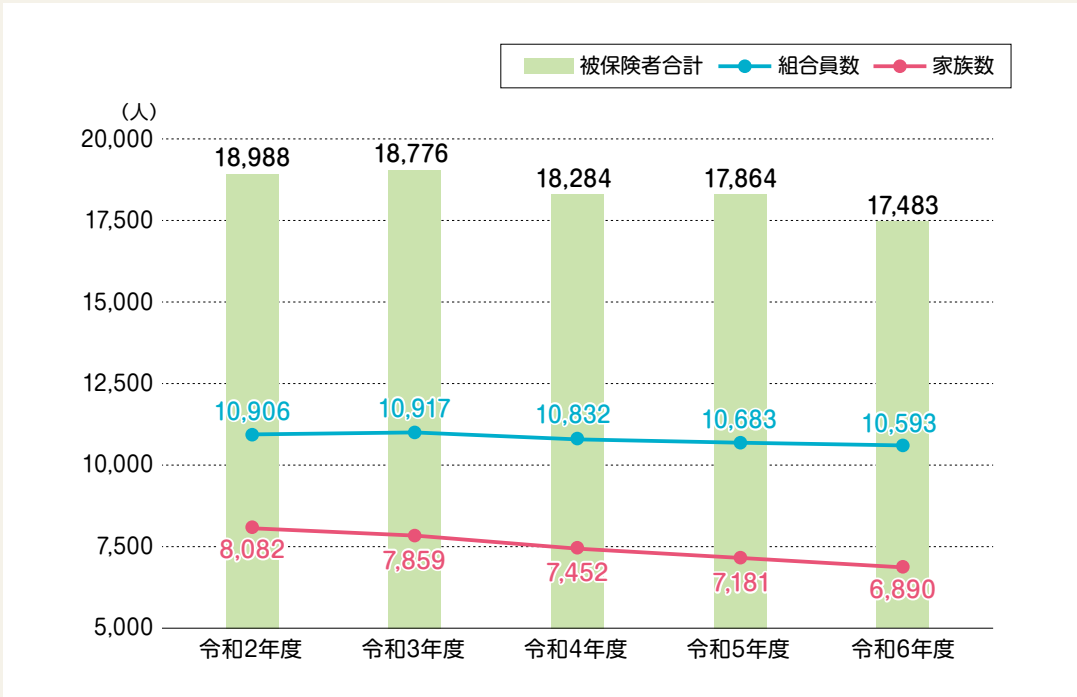
	入院	総件数	通院	総件数
糖尿病	802,948円 / 1件	225	34,626円 / 1件	13,484
高血圧症	881,417円 / 1件	362	25,721円 / 1件	23,633
脂質異常症	923,914円 / 1件	219	22,050円 / 1件	23,084
脳血管疾患	950,224円 / 1件	149	26,288円 / 1件	3,087
心疾患	1,060,996円 / 1件	93	36,926円 / 1件	3,486
腎不全	1,120,733円 / 1件	63	71,938円 / 1件	1,543
精神	735,324円 / 1件	218	21,635円 / 1件	9,941
悪性新生物	812,216円 / 1件	391	55,962円 / 1件	8,519
歯周炎・歯周病	412,666円 / 1件	10	10,970円 / 1件	32,517

1 財政状況



※収入合計には前年度繰越金は含んでおりません。

2 被保険者加入状況



現在交付している被保険者証は令和7年9月30日で有効期限を迎えます。今回、国の方針に基づき、マイナ保険証*の保有状況等に応じて「資格確認書」又は「資格情報通知書」を一斉送付いたしました。

*マイナ保険証とは、健康保険証としての登録を行ったマイナナンバーカードのことです。

- マイナ保険証をお持ちの方には、令和7年7月に「資格情報通知書」をご自宅に送付しました。**
届いていない方はご連絡ください。
⚠️マイナ保険証をお持ちの方で、令和6年12月2日以降に加入又は登録情報が変更した70歳未満の方には「資格情報通知書」を既に交付済のため、一斉送付時には送付しておりません。ご了承ください。
※資格情報通知書は、マイナ保険証が使えない医療機関やカードリーダーが不具合等で使えない時にマイナ保険証と一緒に提示して使用します。
- マイナ保険証をお持ちでない方には、令和7年7月に「資格確認書」を事務所宛に送付しました。**
届いていない方はご連絡ください。
⚠️マイナ保険証をお持ちでなく、令和6年12月2日以降に加入又は登録情報が変更した70歳未満の方には、令和7年9月に「資格確認書」を事務所宛に送付予定です。
※資格確認書を医療機関の窓口に提示することで保険診療を受けられます。

高齢受給者証の廃止について(70~74歳の方)

マイナナンバーカードと被保険者証等の原則一本化に伴い、70~74歳の方には、「資格確認書」又は「資格情報通知書」に前年の所得に応じた負担割合が記載されています。「資格確認書」が交付された方は令和7年8月以降、「資格確認書」を医療機関の窓口にご提示ください。

今まで交付していた高齢受給者証は今後、発行されません。今後は毎年7月中に負担割合を記載した「資格確認書」又は「資格情報通知書」を発行予定です。

※「資格確認書」又は「資格情報通知書」の負担割合に誤りがあるときは組合までご連絡ください。

資格喪失者の被保険者証等回収・返却のお願い

就職や退職、加入世帯から外れたなどの理由で当組合の資格を喪失される場合、**資格喪失日以降は被保険者証等を使用することができません**ので、必ず被保険者証、資格確認書をご返却ください。なお資格情報通知書に関しましては当組合への返却は必要ありません。また、紙の被保険者証は有効期限令和7年9月30日まで使用できますが、その後は**ご自身で破棄していただきます**ようお願いいたします。

【被保険者証等の返却方法について】

- ・資格喪失届出書をこれから提出する場合、届出書に添付のうえ返却してください。
- ・資格喪失届出書を提出後に被保険者証等を返却する場合、資格喪失日を過ぎましたら速やかに当組合まで返却してください。
- ・被保険者証等を紛失された場合、資格喪失届出書(裏面)の「添付不能・滅失届」を必ずご記入ください。

※資格喪失時は被保険者証の他、資格確認書や限度額適用認定証、組合員証等も返却の対象となります。
※資格喪失日以降に被保険者証等を使用してしまった場合、**当組合が負担した分の医療費について返還請求をさせていただく場合があります**ので、ご注意ください。

令和6年度の主な事業についてご報告いたします。

事業名	開催日	説明
1 組合会	令和6年7月26日	第157回通常組合会 56名出席(書面等出席13名)
	令和7年2月12日	第158回通常組合会 55名出席(書面等出席17名)
2 理事会	令和6年7月10日	第189回理事会 56名出席(書面等出席17名)
	令和7年1月24日	第190回理事会 55名出席(書面等出席15名)
3 監査	令和6年6月24日	令和5年度決算監査実施
	令和6年11月20日	令和6年度中間監査実施
4 執行役員会	—	年間12回開催
5 常務理事会	—	年間12回開催
6 顧問相談役会	—	年間2回開催
7 顧問及び相談役との意見交換会	令和6年6月4日	17名出席
8 予算編成委員会	—	年間5回開催
9 資産管理運用委員会	—	年間1回開催
10 県支部連合会事業費審査会	令和6年5月20日	1回開催
11 支部国保長研修会	令和6年8月21日	64名出席
12 コンプライアンス研修会	令和7年1月24日	34名出席
13 その他会議等	—	関連団体等の会議、総会に出席 年間15回
14 県連国保会議等	—	各県連国保主催の会議等に出席 年20回
15 県支部連合会事業費交付金	—	6県連国保に交付金を交付
16 保健センター利用状況	—	1階健康増進室 87名利用
	—	1階健康増進室、3階・4階会議室 21団体利用
17 その他の事業実施状況		・「巡回健診」18会場 1,282名が受診
		・「巡回レディース健診」9会場 645名が受診
		・「郵送によるがん検診」830名受検
		・「郵送による検診」414名受検
		・特定健診受診状況 48.5%
		・特定保健指導終了率 2.5%
		・「医療費通知」年6回通知
		・広報誌「国保だより」年2回発行
		・家庭用常備薬 1,352件申込



組合規約が一部変更になりました

下記のとおり規約の一部が変更となりました。

別表 第4条第二号関係

都道府県	市区町村
福島県	いわき市、郡山市
千葉県	千葉市、松戸市、流山市、野田市、我孫子市、印西市、市川市、船橋市、柏市、香取市、浦安市、 成田市
東京都	千代田区、中央区、港区、台東区、文京区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、品川区、大田区、渋谷区、目黒区、世田谷区、新宿区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市、小金井市、国分寺市、国立市、小平市、西東京市、東村山市、立川市、西多摩郡瑞穂町、日野市、昭島市、青梅市、東久留米市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市、稲城市、多摩市
神奈川県	川崎市、横浜市、藤沢市、 厚木市

附 則

- 1 この規約の一部改正は、埼玉県の認可を受けた日より施行する。
ただし、その適用は被保険者がその地区に住民登録をした日とする。

入院時食事代の自己負担額変更のお知らせ

近年の食材費等の高騰を踏まえ、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額が一部改正され、入院時の食事代が下表のとおり変更となりました。

●食事療養標準負担額【70歳未満の方の入院時の食事療養費】

区 分		1食あたりの自己負担額(標準負担額)	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
住民税課税世帯(下記以外の世帯)		490円	510円
市町村民税非課税世帯	90日までの入院	230円	240円
	直近12ヶ月以内に91日以上入院	180円	190円

●食事療養標準負担額【70～74歳の方の入院時の食事療養費】

区 分		1食あたりの自己負担額(標準負担額)	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
住民税課税世帯(下記以外の世帯)		490円	510円
低所得Ⅱ(※1)	90日までの入院	230円	240円
	直近12ヶ月以内に91日以上入院	180円	190円
低所得Ⅰ(※2)		110円	110円(変更なし)

●生活療養標準負担額【療養病床に入院する65歳以上の方の食費・住居費】

区 分	1食あたりの自己負担額(標準負担額)		1日あたりの居住費
	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から	
住民税課税世帯(下記以外の世帯)	490円	510円(※3)	370円(変更なし)
低所得Ⅱ(※1)	230円	240円	
低所得Ⅰ(※2)	140円	140円(変更なし)	

※1. 低所得Ⅱとは世帯全員(同一被保険者記号番号・後期高齢者に移行した者も含む)が非課税である世帯。
※2. 低所得Ⅰとは低所得Ⅱで尚且つ所得が0円の世帯。
※3. 保険医療機関の施設基準により470円の場合もあります。

子ども・子育て支援金制度について

社会全体で子ども・子育て世帯を応援していくため、児童手当の拡充等を目的とした「**子ども・子育て支援金制度**」がスタートします。この制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に実施することとなり、当組合に加入している被保険者の皆様(18歳未満は除く)から、保険料とあわせて拠出いただきます。

子ども・子育て支援金制度における保険料徴収の仕組み

- 毎月の保険料請求に加算
- 加算金も事業主と被保険者が折半で負担
- 当組合の被保険者全員(18歳未満は除く)が対象



徴収額の目安

現在協議中につき、決定しましたらホームページ等でお知らせいたします。

制度の基本理念

子ども・子育て支援金制度は、子どもの有無にかかわらず全世代・全経済主体の支え合いにより成り立っています。安心して子育てできる社会づくりのため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、こども家庭庁のホームページをご覧ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>
※QRコードはこちらから



所得調査(課税標準額調査)の実施について

国から各国民健康保険組合への補助金の率は、組合員の所得水準に応じて算定されます(国民健康保険法第73条など)。このため、定期的な所得調査及び国への所得水準の報告が義務付けられています。令和7年度の所得調査は次の実施要領となります。

- 調査対象者** 県が指定した組合員とその家族が対象となります。
※当組合にご加入いただいており、調査対象となる組合員と同一の被保険者記号番号の家族が対象となります。
- 調査方法** マイナンバーを利用した情報連携により所得情報を取得します。
※本調査は情報連携による取得が原則とされており、番号法及び主務省令においても本調査における情報連携の利用は認められています。
- 提出書類** 提出書類はありません。ただし、調査対象者のうち、情報連携により所得情報が取得できない方につきましては、別途書類の提出をお願いする場合があります。

情報の取扱いには十分に注意いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

交通事故など(第三者行為)にあったとき

ポイント

- ✓ 当組合負担分を加害者に請求しますので、**第三者行為による傷病届**を提出してください。
- ✓ 示談すると給付を受けられなくなる場合があります。**示談の前に当組合へ相談**を。



第三者の行為でケガをしたり、病気になったりしたときは

交通事故など第三者の行為によってケガをしたり、病気になったりしたときは、その医療費は本来、加害者が負担すべきものです。ただし、加害者と話し合いがつかないなどの場合は、一時的に健康保険で治療が受けられます。

当組合は、後日、組合が負担した金額を、加害者側に請求します。健康保険で治療を受けたらなるべく早く当組合に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

通勤途上や業務上のケガ・病気には健康保険は使えません

労災保険の対象になります。詳しくはP18をご覧ください。

《第三者行為の例》

● 交通事故



● 他人の飼犬にかまれた



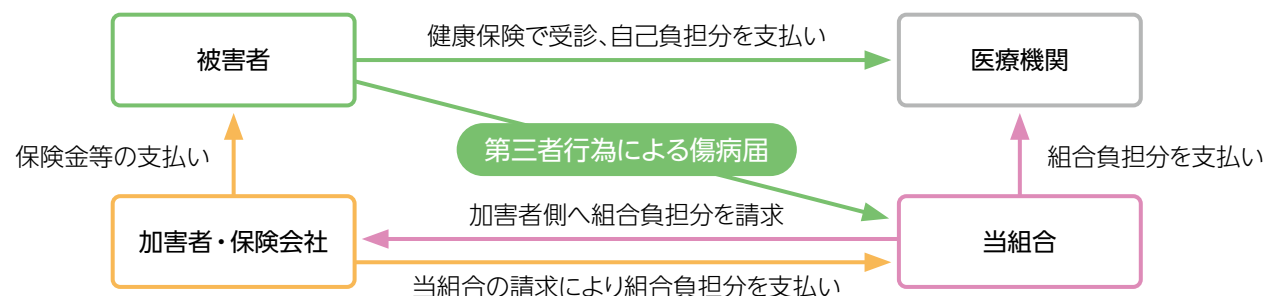
● 工事現場からの落下物



● 飲食店での食中毒



など



示談をする前に当組合へご相談ください

示談が成立して損害賠償を受けた場合、その賠償額の分は健康保険からの給付は行われません。結果として、被害者が負担することになってしまう場合もあります。示談をする前に必ず当組合に相談していただき、示談は慎重に行うようにしてください。

(参考) 交通事故にあったとき

1 目撃者の証言をもらう ・名前を聞いておく(名刺をもらっておく)	2 警察へ連絡する ・現場を確認してもらう ・事故証明を警察(自動車安全運転センター)からもらう	3 相手を確認める ・車のナンバー、色、型、名称をメモ ・相手の名前、年齢、住所を聞く ・車の持ち主、会社名を聞く ・免許証、自賠責保険証、車検証を確認める	4 病院へ ・検査は入念に ・頭部打撲は専門医へ ・診断書をもらう ・出費は必ず領収書をもらっておく	5 当組合へ連絡する ・まず電話して、「第三者行為による傷病届」を提出 ・示談の前に当組合へ相談する
---	---	---	---	---

巡回レディース健康診断(全国版)のご案内です!!!

年に1度健康診断受けていますか
ご家族、みんなの健康守りましょう

あっ!
健診忘れてた〜
ぜひ ぜひ



特徴

- 他の保険組合と合同による健診となり、全国のホテルや公共の会館で実施しています。
- 会場によっては男性も受診できます。男女で分かれて受診できますのでご安心ください。
- 男性が受診する場合は基本検査と胃部X線、大腸がん検査が受けられます。
- **申し込みは先着順です。お早めにお申し込みください。**

ご注意 申込は**受診希望日の前々月の20日まで**【例:11月3日受診は 9月20日申込みメ切】

お申込方法

当組合ホームページからお申込ください。
受診項目、詳細も併せてホームページにてご確認ください。

当組合ホームページ → 保健事業(右上)クリック → 保健事業(左側)全国巡回レディース健診をクリック → スクロールしていただき、サイトにアクセスURLをクリック → **ID 00113043**
パス kszk25zeyoyaku 入力 → 手順に従いお進みのうえお申込ください

※自己負担額が1万円を超えた時は、人間ドック等補助金が申請できます。1会計年度(4〜3月)1回のみ。

新入職員紹介



池澤 勇人

- ◆ 星座 いて座
- ◆ 血液型 A型
- ◆ 好きな食べ物 寿司
- ◆ 好きな言葉 一意専心
- ◆ 趣味 コーヒーを入れること
- ◆ 一言 国保組合の力になれるよう、日々精進していきたいと思います。





整骨院で施術を受けた！ (柔道整復師)



整骨院・接骨院で健康保険が使えるのは、ケガ[打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)、脱臼・骨折]に対しての施術に限られます。＊脱臼や骨折は医師の同意が必要(応急手当ての場合を除く)

「健康保険取扱い」としている整骨院・接骨院でも、日常生活の疲れなどによる肩こり・腰痛・筋肉痛などのマッサージ、骨盤矯正などは、健康保険の対象にならず、全額自己負担となります。

■こんなときは健康保険は使えない

- 日常生活の疲れ、肩こり、腰痛
- スポーツなどの筋肉疲労、筋肉痛
- 加齢による痛み
- 脳疾患の後遺症や神経痛、リウマチ、ヘルニアなどの痛みやしびれ
- 整形外科などで治療を受けているケガ
- 仕事や通勤途中のケガ (労災保険の対象です)

など

マッサージ代わりの
利用などは
全額自己負担と
なります



■整骨院・接骨院にかかるときの注意

- ケガの原因を正しく伝える
- 領収書や明細書は必ず受け取る
- 「療養費支給申請書」の内容を確認してから署名する
- 施術が長引いて症状の改善が見られない場合は、医療機関の診察を受ける
- 交通事故など第三者の行為によるケガのときは、当組合に連絡する



こんなときは？

ケース① 白紙の「療養費支給申請書」にサインを求められた

「療養費支給申請書」は整骨院・接骨院から当組合に療養費の請求をするために提出される書類です。ケガの原因・部位・傷病名・施術日・施術回数・金額を必ず確認して自署や押印をし、白紙の申請書にはサインしないでください。

ケース② 当組合から施術に関する照会があった

領収書や明細書に基づき、施術を受けたご本人が回答してください。

医療費の適正化にご協力ください

整骨院・接骨院から当組合に請求される療養費の中には、健康保険の対象とならないものなどの不適切な請求が含まれている場合もあります。正しい受診を心がけるとともに、当組合や委託会社(ガリバー・インターナショナル株式会社)からの通知や照会があった場合はご協力をお願いいたします。

労働災害

～仕事や通勤時のケガ～

解説します

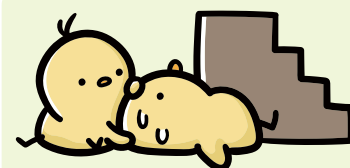


労働災害 とは？

業務が原因である傷病(業務災害)と通勤による傷病(通勤災害)を労働災害といいます。

労働災害の治療には、健康保険は使えません。労災保険から治療費の給付が行われ、労災病院や労災保険指定病院等で、無料で治療や薬剤の支給を受けることができます。

＊労働災害にあたるかどうかは、会社の管轄の労働局や労働基準監督署にお問い合わせください。



労災に あったときは？

労災の治療には保険証は使用できません。

業務中や通勤途中にケガや病気をしたとき(労働災害)は、労災保険で治療を受けられます。医療機関では、必ず業務中や通勤途中の傷病であることや負傷の原因を伝えてください。

労災病院や労災保険指定医療機関では無料で療養の給付を受けることができ、やむを得ずそれ以外の医療機関にかかったときは、本人がいったん治療費を負担し、事後に請求することで費用の全額が支給されます。

こんなときに労災保険の対象になります

業務災害(仕事)

- 所定労働時間中のケガ
- 残業時間中のケガ
- 出張先で仕事をしているときのケガ
- 仕事にトイレに行ったときのケガ

など

通勤災害(通勤途中)

- 会社への行き帰りのケガ
- 得意先に直行したときのケガ
- 単身赴任先から自宅を経由して出勤するときのケガ

など



労災に健康保険を 使ったときは？

業務や通勤中の傷病にもかかわらず健康保険を使って治療を受けてしまった場合は、労災保険への切り替えが必要です。

治療を受けた医療機関に健康保険から労災保険への切り替えができるかを確認します。切り替えが可能な場合は、病院で支払った一部負担金が返還されます。

切り替えができない場合は、医療費の全額を自己負担したうえで、労災保険に請求が必要となります。

One Point

用語解説

経路の逸脱、中断

通勤中に、仕事と関係ない行為を行うために合理的な経路をそれることを「逸脱」、仕事と関係ない行為を行うことを「中断」といいます。逸脱・中断をしたときは、それ以降は原則として通勤となりませんが、日常生活に必要でやむを得ない理由がある場合※は、逸脱・中断の間を除いて、通勤と認められます。

※日用品の購入、職業訓練、選挙の投票、通院など

勤務先が手続きをしてくれないときは？

労災に該当しているのに、事業主が「労災ではない」「手続きが面倒」など申請に消極的なときは、ご自身で労災の手続きが可能です。その場合は、管轄の労働基準監督署又は下記相談ダイヤルにご相談ください。

◆労働保険相談ダイヤル TEL 0570-006031 受付時間 9時～17時(土日祝日除く)

焼豚の中華風炊き込みご飯



1人分 ●カロリー: 376kcal
●塩分: 2.8g

ゴロゴロ焼豚×ごま油で手軽に中華風！
タンパク質も食物繊維もとれる
食べ応え抜群の炊き込みご飯です

詳しい作り方は
こちら！



材料(2人分)

米 1合
市販の焼豚(ブロック) 100g
にんじん 1/8本(約20g)
ごぼう 20g
生しいたけ 1個
酒 大さじ1
A しょうゆ 大さじ1
鶏ガラスープの素 小さじ1/2
ごま油 小さじ1/2
小ねぎ 適宜

作り方

- 1 焼豚は約1cm角に切る **Point1**。
- 2 にんじんとごぼうは洗ってからせん切りに、生しいたけは薄切りにする。
- 3 炊飯器の内釜に米を入れて、水(分量外)を1合の目盛りまで注ぎ、Aを加えて軽く混ぜ合わせる。2の野菜を入れ、その上に1の焼豚をのせて通常の炊飯モードで炊く。
- 4 炊き上がったらごま油を回しかけて **Point2** 全体を混ぜ合わせる。器に盛り付け、お好みで刻んだ小ねぎを散らす。

*できた炊き込みご飯は1膳分ずつラップをして、冷蔵で2～3日、冷凍で約1ヶ月保存できます。冷凍の場合、自然解凍はせずに電子レンジで加熱することでパサつかずふっくらといただくことができます。

ヘルシー
&
優しい
レシピ

生活習慣病の予防・治療の基本は毎日の食事。からだに気をつかいつつ、ボリュームがあって美味しいメニューを紹介します。作り方も簡単なので、ぜひ挑戦してください。

●料理制作●
料理研究家・栄養士
今別府靖子

●撮影●
今別府紘行

食材×栄養 ◆焼豚(市販品)◆

焼豚は味付け・調理済みで、いろいろな料理に活用でき、日持ちもする便利食材。原料の豚肉には、筋肉や細胞のもとになるタンパク質、糖の代謝を促すビタミンB1が豊富です。ロースやもも肉使用のものと、脂・カロリー控えめになります。

* * *



材料



Point1 焼豚は薄切りよりもブロックタイプがおすすめです。見た目の存在感もあり、旨みが出てより美味しく仕上がります。



Point2 ごま油は炊飯前ではなく、炊き上がったから加えることで風味が増します。

これでもOK!

- ごぼうは水にさらさなくてもOK。ポリフェノールや水溶性の食物繊維を逃さずとれます。
- 炊き込みモードで炊飯しても美味しく作れます。

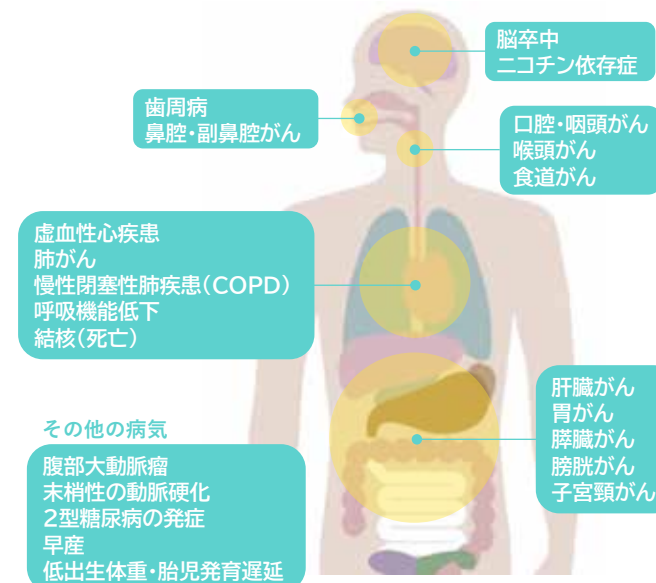
～健康のために禁煙を！～

知っていますか？

たばこの害

たばこによる健康影響

たばこの煙には約5,300種類の化学物質と約70種類の発がん性物質が含まれています。喫煙することで肺がんをはじめとする様々ながんのほか、脳卒中、糖尿病などの病気にかかるリスクが高くなります。また、喫煙により、気道や肺自体へ影響を及ぼすことも知られているほか、歯周病の原因と関連があることもわかっています。



たばこの煙に含まれる三大有害物質

- ニコチン
末梢血管を収縮させ、心拍数を増やし、血圧を上昇させる。強い依存性がある。
- タール
多くの発がん物質を含む。
- 一酸化炭素
血液が運ぶ酸素の量を減少させる。動脈硬化が進みやすくなる。

受動喫煙による健康被害

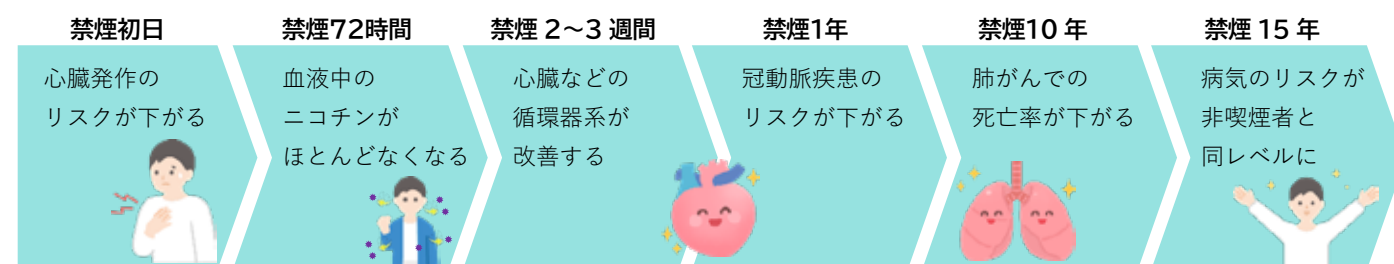
喫煙者が吸うたばこの煙(主流煙)よりも、立ち上るたばこの煙(副流煙)のほうが、有害物質が多く含まれています。子どもや非喫煙者の「受動喫煙」による被害も深刻です。



禁煙で寿命を延ばそう

禁煙を始めるのに遅すぎることはありません。

禁煙の効果は、その人の性別・年齢・喫煙年数に関わらず、誰にでもタバコをやめたその日から現れます。そして、禁煙を続ければ続けるほど、体は健康になっていきます。



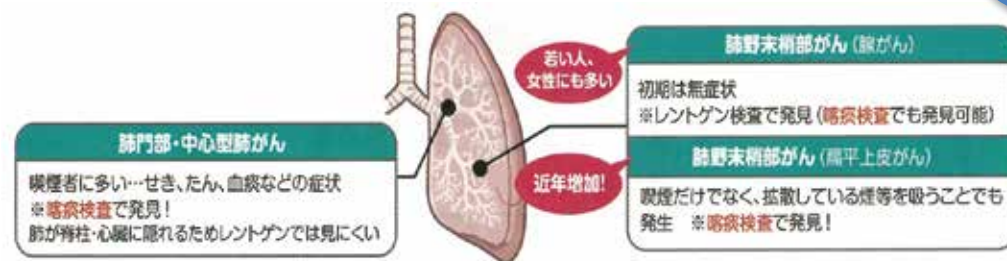
◆記事提供: 郵送によるがん検診依頼業者(メスブ細胞検査研究所)より

①肺がん検診

肺がん検診はあなたを肺がんから守ります

- がんの死亡原因では**第1位!**
- 胸部レントゲン検査で見つかりにくいタイプのがんに有効です。
- 喀痰細胞診**は、中心型早期肺がんの唯一のスクリーニング方法です。

アレルギー・
咳喘息・
COPDが
気になる人も!



◎喀痰検査はハイリスク群(喫煙指数600以上)に特に有効ですが、タバコを吸っていない人にも有効です。
治療が必要な肺がん以外の疾患も見つかります。

②大腸がん検診

早く見つければ見つけるほど治りやすい

大腸がんは **がんの罹患数 第1位!**
がんの死亡数 女性 第1位! 男性 第2位

出典: 国立がん研究センター 最新のがん統計予測

ですが、**早期発見! 早期治療でほぼ治ります!**
自覚症状のない時にこそ、大腸がん検診!

誰にでもかかるリスクがあります!
毎年検診を受けて!



Point

人間ドックや一般の自治体の検査よりさらに精度の高い検査です!
便秘がちな方には特におすすめです!

この検査は一本の採便容器から一般的なヘモグロビンだけでなくトランスフェリンも同時に測定します。特に女性に多い深部大腸の病変(ヘモグロビン陰性のがん)の発見に有効です。

トランスフェリンは深部(上行・横行)の
疾患に特に有効です。



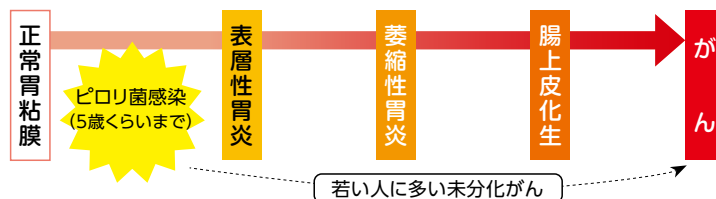
③胃がんリスク検診

ピロリ菌感染が胃がんの主な原因です

胃がんリスク検診とは

胃がんを引き起こす「**ピロリ菌**」感染の有無と胃粘膜の萎縮の程度がわかる**ペプシノゲンの値**を調べ、その組み合わせによって胃の健康度(胃がんリスク度)を層別化する検査です。

ピロリ菌に感染すると、胃の粘膜が萎縮し、潰瘍・がんを引き起こします。



がんの中でも男女ともに「**胃がん**」の経済的負担が最も高い!
ピロリ菌を除菌すると…

- 胃がん罹患予防に有効
- 胃がんリスク軽減だけではなく、**大腸がんリスクの軽減**にも効果あり
- 経済的負担の軽減**につながる

あなたの胃の健康度がわかります。

		ピロリ菌検査	
		陰性	陽性
ペプシノゲン値	陰性	A群	B群
	陽性	C群	

A群: 健康的な胃粘膜
(胃がん発生年率: ほぼ0%)

B群: 潰瘍性疾患に注意が必要
(胃がん発生年率: 0.1%)

C群: 胃がんに対する注意が必要
(胃がん発生年率: 0.2 ~ 1.25%)

郵送によるがん検診・検査 を実施します

簡単な検体郵送による自己検診

令和7年度 自身の健康状態を把握するためにもこの機会にぜひご利用を!!!

実施要領 郵送によるがん検診

対象者 組合員及び当組合加入のご家族

検査項目/検査方法	検査実額	自己負担額
①肺がん検診 / 喀痰細胞診(3日分の喀痰採取)	3,300円	1,000円
②大腸がん検診/便検査2日法	2,450円	1,000円
③胃がん検診 / ①・②血液検査 *専用器具を使い指先から採取します ③便検査	①6,500円 ②4,400円 ③3,300円	1,000円
④胃がんリスク……胃がんになるリスク・萎縮性胃炎に至るリスクを知りたい方に推奨		
⑤ペプシノゲン……胃の粘膜の状態(胃の老化度)を知りたい方・胃粘膜の経年変化を知りたい方に推奨		
⑥便によるピロリ……過去ピロリ菌検査(呼気・血液)が陰性だった方・幼少の方(非浸襲性1日のため)・ご家族に胃の疾患がなくピロリ菌陰性の可能性が高い世代(39歳以下)の方に推奨		

*胃がん検診については、上記検査①、②、③いずれか1つ選択してください。

申込人数	締切日まで制限なし
申込締切日	令和7年10月末日(消印有効)
検査器具送付時期	約2週間後に検査器具送付
検体返送締切日	令和7年11月末日(消印有効) *必ず期日までに検体をご返送ください。
検査結果通知	検体到着後約3週間で個人宛に通知されます。
支払方法	検査キット送付時に郵便振替用紙を同封しますのでお振込みをお願いいたします。(振込手数料は当組合負担)

- ◆FAXでお申し込みの方 別紙同封の「がん検診申込書」に必要事項を記入し、下記検査機関にお申込みください。
- ◆郵送でお申し込みの方 別紙同封の「がん検診申込書」に必要事項を記入し、その裏面の封筒組立例を参考に組立て、ポストに投函してください。
- ◆QRコードでお申し込みの方 右記のQRコードを読みとって手順に従ってお申込みください。



注意: 検体返送締切日までに検体の返送がない場合は、自動的にキャンセルされたものとし器具代+手数料を徴収いたします。

※異常があった場合には、専門医による精密検査が受けられるよう、適切な指導をいたします。また、病院紹介・紹介状作成をご希望の方は、下記検査機関にお問い合わせください。

●申し込みから検査結果が届くまで



検査機関

メスブ細胞検査研究所

- 医療機関紹介
- 紹介状の作成
- 検査へのご質問
- 検査結果へのご質問
- その他

TEL 075-231-2230(平日10:00~16:00)
FAX 075-211-7400

メール mail@msh-kyoto.co.jp
ホームページ http://www.msh-kyoto.co.jp

*受診者の個人情報は検査器具・請求書送付・検査結果報告、それにとまう統計・分析などの範囲に限定して使用されます。

④腸内環境検査

長寿のカギをにぎるのは腸内細菌！

腸内環境検査とは？

- 手軽にわかりやすく、腸内の健康度が分かります。
- 尿に含まれる「**インドキシル硫酸**」という物質を測定し、腸内環境の健康度を4段階のランクで示します。

腸内細菌によって作られる「インドール」に注目！

・インドール=腐敗物質

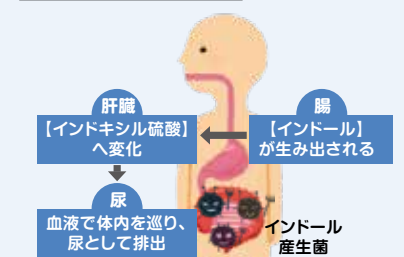
インドールは腸から体内に吸収されると肝臓でインドキシル硫酸に変換されてから、尿とともに体外に排出されます。

・腸内環境が悪くなると増加する

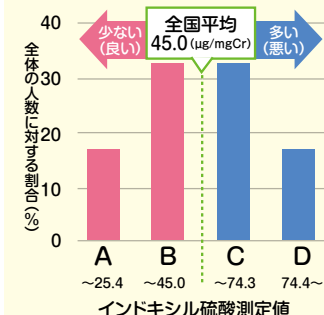
・腸内環境を判断する一つの指標

尿中のインドキシル硫酸は腸内細菌由来。この物質の量を測定することで腸内の環境を推し量ることができます。腐敗物質が腸から体内に吸収されると、血

管や内臓にダメージを与えたり、体臭や口臭の元になったりします。



測定値とランクの対応



免疫の約7割は腸に集中しています。

免疫力を高めるためには、腸内環境を良好に保つことが大切です。

⑤尿中ナトリウム検査

自分の「食塩摂取量」、知っていますか？

健康診断などで高血圧と言われたことはありませんか？

高血圧は、ほとんど自覚症状はありませんが、「サイレントキラー」といわれ、知らない間に命にかかわる病気に繋がります。

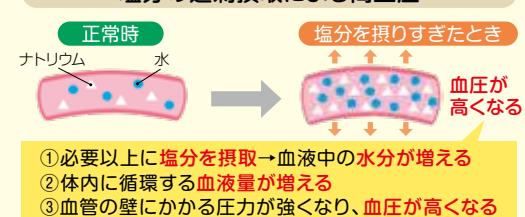
高血圧の状態が続くと動脈硬化が進行し、心筋梗塞や脳卒中、胃がん、腎臓病、骨粗鬆症、認知症のリスクが高まります。

高血圧を予防するために、まずは自分の食塩摂取量を知るところから始めてみましょう！

尿中ナトリウム検査を受けることで、簡単に食塩摂取量を知ることができます。

- あなたは食塩（塩分）を摂りすぎていませんか？
- 血液中の塩分（ナトリウム）濃度が高くなると、その濃度を下げために血流量が増え血圧が上がります。
- 塩分過多の状態が続けば、慢性的な高血圧の原因になる場合もあります。
- 食事により日々変わる食塩の摂取量を、自分で正確に測定することは非常に困難です。

塩分の過剰摂取による高血圧



1日分の食塩摂取量目標値 (2020年 厚生労働省発表)

男性 7.5g未満 女性 6.5g未満

<塩 7.5g ってどれくらい？>

小さじ1杯 (5ml=5cc) ひとつまみ (親指、人差し指、中指でつまむ) 約1g (粗塩では約5g)

⑥歯周病リスク検査

歯周病は全身疾患のリスク因子となります

歯周病は口腔内の病気と思っていませんか？

歯周病菌が作る毒素が血液中に入ること、様々な病気を引き起こしたり、悪化させたりします。

歯周病を予防することで様々な疾病のリスクを抑制することができるのです。



歯周病菌が脳の萎縮をひき起こすアミロイドβの生成・蓄積を促進



実施要領 郵送による腸内環境・尿中ナトリウム・歯周病リスク検査

9月～10月の2か月間実施いたします。

*検査は人数制限を設けておりますので、申込人数を超えた場合は抽選となります。ご了承ください。



安価で受けられます

対象者

組合員及び当組合加入のご家族

お1人様、3検査申込み可能です。

検査項目／検査方法	申込人数	検査実額	自己負担額
④腸内環境検査／尿検査 *腸の劣化や免疫力の低下が気になる方！	200名	3,100円	1,000円
⑤尿中ナトリウム検査／尿検査 *血圧が気になる人、食塩摂取量が気になる方！	200名	3,000円	1,000円
⑥歯周病リスク検査／唾液 *歯磨きの際に出血があり、歯周病が気になる方！	200名	2,600円	1,000円

申込締切日	1回目 2回目	令和7年9月末日（消印有効） 令和7年10月末日（消印有効）
検査器具発送時期	約2週間後に検査器具等送付	
検体返送締切日	令和7年12月19日（金）（消印有効） *必ず期日までに検体をご返送ください。	
検査結果通知	検体到着後約3週間で個人宛に通知	

申込方法

◆郵送によるがん検診同様にFAX・郵送にて申込用紙（ピンク色）の用紙をご利用のうえお申込みください。

◆QRコードでお申込みの方は、右記のQRコードを読み込み、手順に従ってお申込みください。



◆10月末、申込者数に達しなかった場合は、9月末の抽選で漏れた方を再抽選といたします。

ご当選者については検査器具の発送をもってかえさせていただきます。

支払方法

◆検査キット送付の際、郵便振替用紙を同封いたしますのでお振込みをお願いします。

《注意1》 全ての検診・検査について検体返送締切日までに検体を返送されない場合は、自動的にキャンセルされたものとし、器具代+手数料を徴収いたします。

《注意2》 全ての健診・検査の送料については、各自ご負担ください。